

座間市認知症 ケアパス

(認知症ガイドブック)

～認知症になっても住み慣れた我が家で暮らしたい～

(第6版)



座間市長寿支援課

はじめに・・・

厚生労働省の2015年の発表によると、わが国の認知症高齢者の数は、2025年には約700万人と推計され、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。また、正常と認知症の間の人「軽度認知障害MCI」約400万人を合わせると、高齢者の約4人に1人が認知症あるいはその予備軍ということになります。今や認知症は誰でもが関わる可能性のある身近な病気です。

今後増えていくことが予測されている認知症の人をいかに支えていくかは、福祉における重要なテーマとなっており、座間市としても認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、標準的な認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）の作成と普及を推進していきたいと考えております。

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、この「認知症ケアパス」をご活用いただけたら幸いです。



《目次》

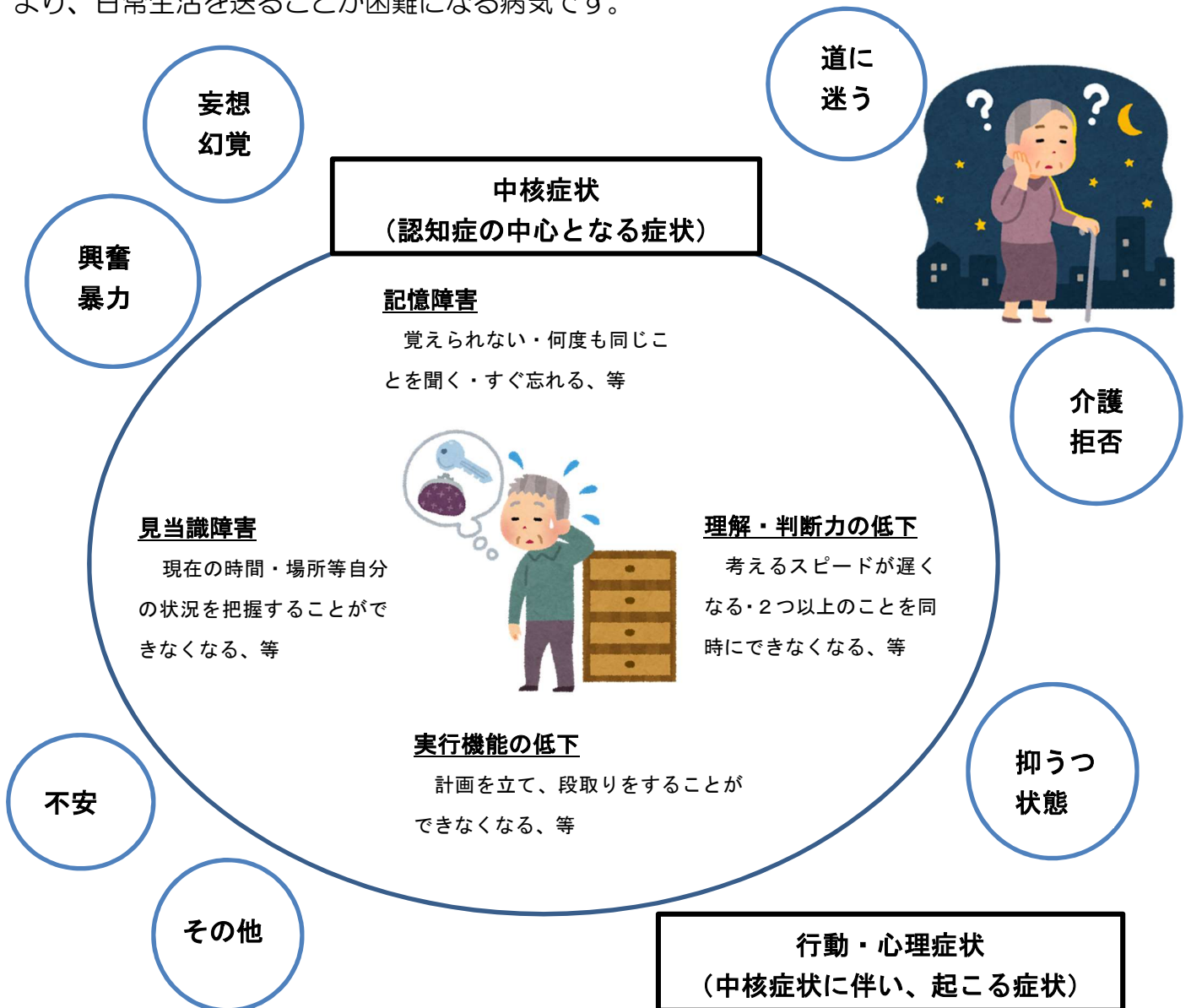
1. 認知症とは	
(1) 認知症とはどんな病気？	・・・1 ページ
(2) 症状について	・・・2 ページ
(3) 座間市ホームページと『高齢者保健福祉のしおり』のご案内	・・・3 ページ
(4) 認知症コールセンター・若年性認知症コールセンター	・・・3 ページ
2. 受診について	
(1) 早期受診・早期診断・早期治療が大切	・・・4 ページ
(2) 早い時期に受診することのメリット	・・・4 ページ
(3) 認知症疾患医療センター	・・・4 ページ
(4) 保健福祉事務所及びセンターでの相談	・・・5 ページ
(5) かながわ認知症ポータルサイト	・・・5 ページ
(6) 在宅歯科医療地域連携室	・・・5 ページ
3. 認知症の人を支える地域のサービス一覧	・・・6～8 ページ
4. ケアパス一覧の各種サービス	
○相談窓口等	・・・9 ページ
○長寿支援課・地域支援事業等	・・・11 ページ
○長寿支援課・在宅福祉サービス等	・・・13 ページ
○社会福祉協議会が主となって行う事業	・・・16 ページ
○介護保険サービス	・・・17 ページ
○その他	・・・19 ページ
5. 編集者・事務局	・・・21 ページ



1 認知症とは

(1) 認知症とはどんな病気？

認知症とは、脳に起きた何らかの障害によって、いったん獲得された知的機能（記憶する、時・場所・人などを認識する、計算するなど）が低下し、中核症状や行動・心理症状により、日常生活を送ることが困難になる病気です。



(2) 症状について

認知症の種類については、アルツハイマー型・レビー小体型・脳血管性・前頭側頭型(ピック病)が代表的です。

☆アルツハイマー型認知症

- 原因

脳の神経細胞が広範囲で変性し、その結果脳全体が萎縮していきます。脳の変性が少しずつ進み、脳全体の機能が低下するため、重症化しやすいとされています。

- 具体的な症状

はじめは記憶障害の症状がみられ、進行すると場所や時間、人物などの認識ができなくなったり、身体的機能も低下して動きが不自由になったりします。進行の度合いには個人差があります。

☆レビー小体型認知症

- 原因

脳内の神経細胞内に「レビー小体」という特殊なタンパク質が大脳皮質全体に多く出現するので、「レビー小体型認知症」と呼ばれています。脳の側頭葉と後頭葉の萎縮が見られることが特徴です。

- 具体的な症状

記憶障害が多いなど、アルツハイマーやパーキンソン病に似ている症状がみられます。特徴として初期から「幻視」が多くみられることがあります。

☆脳血管性認知症

- 原因

脳梗塞や脳出血など脳の血管障害によって、脳細胞に十分な血液がいきわたらなくなり、脳細胞が死滅することにより起きます。

- 具体的な症状

手足のまひや視力障害など神経障害を伴うことが多く、発作を起こした部分の機能は損なわれますが、脳全体の機能が低下することは少ないです。

☆前頭側頭型認知症

• 原因

脳の神経細胞が前頭葉と側頭葉を中心に変性して壊れていくことによって、いろいろな症状が出てくる認知症です。

• 具体的な症状

他人に配慮することができないとか、周りの状況にかかわらず自分が思った通り行動してしまう、といった性格変化や行動異常がみられます。

(3) 座間市ホームページと『高齢者保健福祉のしおり』のご案内

座間市では認知症全般と関係機関や相談場所等の案内をホームページにも掲載するとともに、『高齢者保健福祉のしおり』を作成し配布しています。あわせてご覧ください。

また地域包括支援センターでも相談できますので、詳しくは<P9>をご覧ください。

(4) 認知症コールセンター

認知症全般に関することや介護の悩みなどを、介護の経験者を中心としたスタッフに相談することができます。ご家族を介護しているケアラーの皆さまもお気軽にご相談いただけます。

名称	電話番号	相談受付時間
かながわ認知症コールセンター	045-755-7031	月・水曜：10時～20時、土曜：10時～16時 (年末年始を除く)
よこはま認知症コールセンター	045-662-7833	火・木・金曜：10時～16時 (年末年始を除く)
川崎市認知症コールセンターサポートほっと	044-923-0341	月・火・木・金曜、第1・3日曜：10時～16時※ 第2・4木曜は20時まで (祝日、年末年始を除く)

(5) 若年性認知症に関すること

65歳未満の方が発症する認知症を「若年性認知症」といいます。受診のことから就労継続、福祉サービスの利用支援など、ご相談いただけます。

名称	電話番号	相談受付時間
若年性認知症コールセンター	0800-100-2707	月～土曜：10時～15時（祝日、年末年始を除く）
湘南東部総合病院 担当エリア 湘南東部、県央 ◇若年性支援コーディネーター配置	0467-83-9111 (代表) 0467-83-9091 (医療社会サービス部)	月～土曜 9時～17時（祝日、年末年始を除く） ◇若年性支援コーディネーターとは… 当事者さんやご家族からの相談を受付け、支援に携わるネットワークの調整などを行っています。

※まずはお電話でお問い合わせください。県央地区以外の若年性支援コーディネーターについては、「かながわ認知症ポータルサイト」<P5>で検索できます。

2 受診について

(1) 早期受診・早期診断・早期治療が大切

認知症はどうせ治らないから医療機関にかかっても仕方ないという考えは間違いです。認知症は早期に発見すれば、治療によっては進行を遅らせることや症状を軽くすることができます。診断は早期ほど難しく、熟練した技術と高度な検査機器を要しますので、専門の病院への受診が不可欠です。

しかも、症状は同じようでも、一時的に出る症状の場合や治る病気の場合があります。
〈認知症の症状を示す、治療可能な疾患〉

脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、甲状腺疾患、正常圧水頭症、薬物等

(2) 早い時期に受診することのメリット

アルツハイマー型認知症などのように、治療しても完治することが難しい病気であっても、薬で進行を遅らせ、健康な時間を長くすることができる場合があります。

病気のことが理解できる時点で受診し、認知症についての理解を深めておけば、本人、家族が生活上の障がいを軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能です。

また、障がいの軽いうちに後見人を自分で決めておく（任意後見制度）等の準備をしておけば、認知症はあっても自分らしい生き方を送ることが可能です。

※認知症に関連した医療機関・医師について、HPで情報を閲覧することができます。御活用ください。

◎認知症の診療を行う医療機関名簿

◎認知症サポート医名簿

※HP閲覧ができない場合は、座間市までお気軽にお問い合わせください。

(3) 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施します。

ご本人・ご家族等の電話または面談による医療相談、受診の調整や専門医療に係る情報提供、関係機関との連絡調整などを行います。

神奈川県認知症疾患医療センター 県央地区担当

名称	住所	電話番号
厚木佐藤病院 医療サービス課	厚木市小野759	046-247-1121（代表） 046-258-6663（直通）
たなかクリニック	大和市桜森3-7-18	046-200-3322（代表）
えびな脳神経クリニック	海老名市めぐみ町3-1-601-12	046-236-2188（代表）

※まずはお電話でお問い合わせください。県央地区以外の疾患医療センターについては、「[かながわ認知症ポータルサイト](#)」で検索できます。

(4) 保健福祉事務所での相談

認知症に関する相談に医師や保健師、ケースワーカーが対応しています。

窓 厚木保健福祉事務所 保健予防課

電話 046-244-1111

受付時間 平日8:30~17:15

(5) かながわ認知症ポータルサイト

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6401> [かながわ認知症ポータルサイト](#)には、認知症に関する様々な情報が掲載されています。

(6) 在宅歯科医療地域連携室

歯科医院への通院が困難な方が対象となる、在宅歯科医療（訪問歯科医療）の申し込み窓口として、座間市歯科医師会に設置いたしました。ご相談ください。

窓 一般社団法人 座間市歯科医師会 在宅歯科医療地域連携室

電話・FAX 046-255-5577

受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00

3 認知症の人を支える地域のサービス一覧

家庭や地域等のコミュニティにおける人と人とのつながりの重要性を再認識し、自助を支える互助・共助の仕組みづくり、世代を超えて共に支え合う地域づくりに向けて、支え合い、健やかで、安らぎに満ちた長寿社会を目指します。

一覧表の見方

認知症の発症からその進行状況に合わせて適切な支援内容が掲載されています。

軽度認知機能障害 (MCI)

軽度

⇒

中度

⇒

重度

認知症の生活機能障害	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け介護が必要	常に介護が必要
支援の内容	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
介護予防機能維持					
他者とのつながり支援	「認知症の疑い」から「常に介護が必要」までの生活機能障害に応じて対応するサービス等が記載されています。				
仕事役割支援					
安否確認見守り				各種支援サービスの内容やお問い合わせ先は、9ページからの「4. ケアパス一覧の各種サービス」に掲載しています。	
生活支援				【】の番号にその説明がされています。また番号が無いものは、該当するページが記載されています。	
身体介護					
医療	生活に必要な支援やサービスを分類しています。				
家族支援					
緊急時支援 (精神症状がみられる等)					
住まい (サービス付き高齢者向け住宅等)					
居住系サービス (グループホーム、介護老人福祉施設等)					

認知症の生活機能障害 支援の内容	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け介護が必要	常に介護が必要
	物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め、日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが1人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である
地域の相談窓口	地域包括支援センター【1】	地域包括支援センター【1】	地域包括支援センター【1】	地域包括支援センター【1】	地域包括支援センター【1】
介護予防機能維持	座間市24時間健康電話相談【2】 介護予防のための運動教室等【4】 認知症予防のための教室【5】 老人クラブ【23】 通所介護【26】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】 訪問介護【33】 市内サロン、地域の運動サークル【42】	座間市24時間健康電話相談【2】 介護予防のための運動教室等【4】 通所介護【26】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】 訪問介護【33】 市内サロン、地域の運動サークル【42】	座間市24時間健康電話相談【2】 居宅療養管理指導【25】 通所介護【26】 通所リハビリテーション【28】 小規模多機能型居宅介護【29】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】 訪問介護【33】	座間市24時間健康電話相談【2】 居宅療養管理指導【25】 通所介護【26】 通所リハビリテーション【28】 小規模多機能型居宅介護【29】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】 訪問介護【33】	座間市24時間健康電話相談【2】 居宅療養管理指導【25】 通所リハビリテーション【28】 小規模多機能型居宅介護【29】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】 訪問入浴介護【32】 訪問介護【33】
他者とのつながり支援	老人クラブ【23】 通所介護【26】 通所リハビリテーション【28】 市内サロン、地域の運動サークル【42】 WE LOVE座間体操【42】 認知症カフェ【45】	老人クラブ【23】 通所介護【26】 通所リハビリテーション【28】 市内サロン、地域の運動サークル【42】 WE LOVE座間体操【42】 認知症カフェ【45】	通所介護【26】 認知症対応型通所介護【27】 通所リハビリテーション【28】 小規模多機能型居宅介護【29】 短期入所生活介護【35】 認知症カフェ【45】	通所介護【26】 認知症対応型通所介護【27】 通所リハビリテーション【28】 小規模多機能型居宅介護【29】 短期入所生活介護【35】 認知症カフェ【45】	通所介護【26】 認知症対応型通所介護【27】 通所リハビリテーション【28】 小規模多機能型居宅介護【29】 短期入所生活介護【35】 認知症カフェ【45】
仕事役割支援	ざまシニアサポーター等【6】 自治会活動【43】 シルバー人材センター生きがい事業【44】	自治会活動【43】			
安否確認見守り	認知症サポーター【7】 あんしん自分登録【9】 ひとり暮らし高齢者訪問活動【11】 緊急通報システム事業【12】 救急医療情報キット配布事業【16】 友愛チーム活動【22】	認知症サポーター【7】 あんしん自分登録【9】 ひとり暮らし高齢者訪問活動【11】 緊急通報システム事業【12】 救急医療情報キット配布事業【16】 友愛チーム活動【22】	成年後見利用促進センター【3】 認知症サポーター【7】 あんしん自分登録【9】 ひとり暮らし高齢者訪問活動【11】 認知症高齢者等見守りネットワーク事業【13】 緊急通報システム事業【12】 認知症高齢者等位置確認事業【14】 救急医療情報キット配布事業【16】 友愛チーム活動【22】	成年後見利用促進センター【3】 あんしん自分登録【9】 ひとり暮らし高齢者訪問活動【11】 緊急通報システム事業【12】 認知症高齢者等見守りネットワーク事業【13】 認知症高齢者等位置確認事業【14】 救急医療情報キット配布事業【16】 24時間訪問看護【31】 訪問介護【33】	成年後見利用促進センター【3】 あんしん自分登録【9】 ひとり暮らし高齢者訪問活動【11】 緊急通報システム事業【12】 救急医療情報キット配布事業【16】 24時間訪問看護【31】 訪問介護【33】

生活支援	座間市あんしんノート【10】 座間あんしんセンター【21】 福祉用具貸与・購入【24】 訪問介護【33】	座間市あんしんノート【10】 寝具乾燥・丸洗いサービス事業【15】 座間あんしんセンター【21】 福祉用具貸与・購入【24】 訪問介護【33】	座間市あんしんノート【10】 寝具乾燥・丸洗いサービス事業【15】 移送サービス事業【17】 座間あんしんセンター【21】 福祉用具貸与・購入【24】 訪問介護【33】	座間市あんしんノート【10】 寝具乾燥・丸洗いサービス事業【15】 移送サービス事業【17】 座間あんしんセンター【21】 福祉用具貸与・購入【24】 訪問介護【33】	座間市あんしんノート【10】 寝具乾燥・丸洗いサービス事業【15】 移送サービス事業【17】 座間あんしんセンター【21】 福祉用具貸与・購入【24】 訪問介護【33】
身体介護			通所介護【26】 小規模多機能型居宅介護【29】 訪問介護【33】 認知症対応型共同生活介護【34】 短期入所生活介護【35】 短期入所生活介護【36】 介護医療院【39】 特定施設入居者生活介護【41】	通所介護【26】 小規模多機能型居宅介護【29】 訪問入浴介護【32】 訪問介護【33】 認知症対応型共同生活介護【34】 短期入所生活介護【35】 短期入所療養介護【36】 介護医療院【39】 特定施設入居者生活介護【41】	小規模多機能型居宅介護【29】 訪問入浴介護【32】 訪問介護【33】 認知症対応型共同生活介護【34】 短期入所生活介護【35】 短期入所療養介護【36】 介護医療院【39】 特定施設入居者生活介護【41】
医療	認知症コールセンター<P3> 認知症の診療を行う医療機関名簿<P4> かかりつけ医<P4> 座間市24時間健康電話相談【2】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】	認知症コールセンター<P3> 認知症の診療を行う医療機関名簿<P4> かかりつけ医<P4> 座間市24時間健康電話相談【2】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】	認知症コールセンター<P3> 認知症の診療を行う医療機関名簿<P4> かかりつけ医<P4> 在宅歯科医療地域連携室<P5> 座間市24時間健康電話相談【2】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】	認知症コールセンター<P3> 認知症の診療を行う医療機関名簿<P4> かかりつけ医<P4> 在宅歯科医療地域連携室<P5> 座間市24時間健康電話相談【2】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】	認知症コールセンター<P3> 認知症の診療を行う医療機関名簿<P4> かかりつけ医<P4> 在宅歯科医療地域連携室<P5> 座間市24時間健康電話相談【2】 通所リハビリテーション【28】 訪問リハビリテーション【30】 訪問看護【31】
家族支援	認知症コールセンター<P3> 保健福祉事務所での相談<P5> かながわ認知症ポータルサイト<P5> 地域包括支援センター【1】 認知症カフェ【45】 認知症の人と家族の会【46】	認知症コールセンター<P3> 保健福祉事務所での相談<P5> かながわ認知症ポータルサイト<P5> 地域包括支援センター【1】 緊急短期入所事業【19】 認知症カフェ【45】 認知症の人と家族の会【46】	認知症コールセンター<P3> 保健福祉事務所での相談<P5> かながわ認知症ポータルサイト<P5> 地域包括支援センター【1】 緊急短期入所事業【19】 認知症対応型通所介護【27】 認知症カフェ【45】 認知症の人と家族の会【46】	認知症コールセンター<P3> 保健福祉事務所での相談<P5> かながわ認知症ポータルサイト<P5> 地域包括支援センター【1】 おむつ等給付事業【8】 認知症高齢者等見守りネットワーク事業【13】 認知症高齢者等位置確認事業【14】 緊急短期入所事業【19】 認知症カフェ【45】 認知症の人と家族の会【46】	認知症コールセンター<P3> 保健福祉事務所での相談<P5> かながわ認知症ポータルサイト<P5> 地域包括支援センター【1】 おむつ等給付事業【8】 緊急短期入所事業【19】 認知症カフェ【45】 認知症の人と家族の会【46】
緊急時支援 (精神症状 がみられる 等)	かかりつけ医<P4> 認知症疾患医療センター<P4> 訪問看護【31】 短期入所生活介護【35】 警察への通報、救急・消防要請【47】	かかりつけ医<P4> 認知症疾患医療センター<P4> 訪問看護【31】 短期入所生活介護【35】 警察への通報、救急・消防要請【47】	かかりつけ医<P4> 認知症疾患医療センター<P4> 訪問看護【31】 短期入所生活介護【35】 警察への通報、救急・消防要請【47】	かかりつけ医<P4> 認知症疾患医療センター<P4> 訪問看護【31】 短期入所生活介護【35】 警察への通報、救急・消防要請【47】	かかりつけ医<P4> 認知症疾患医療センター<P4> 訪問看護【31】 短期入所生活介護【35】 警察への通報、救急・消防要請【47】
住まい (サービス付き 高齢者向け住 宅等)	サービス付き高齢者向け住宅【40】 特定施設入居者生活介護【41】	サービス付き高齢者向け住宅【40】 特定施設入居者生活介護【41】	サービス付き高齢者向け住宅【40】 特定施設入居者生活介護【41】	サービス付き高齢者向け住宅【40】 特定施設入居者生活介護【41】	サービス付き高齢者向け住宅【40】 特定施設入居者生活介護【41】
居住系サービス (グループホー ム、介護老人福 祉施設等)			認知症対応型共同生活介護【34】 介護老人福祉施設【37】 介護老人保健施設【38】	認知症対応型共同生活介護【34】 介護老人福祉施設【37】 介護老人保健施設【38】	認知症対応型共同生活介護【34】 介護老人福祉施設【37】 介護老人保健施設【38】

4 ケアパス一覧の各種サービス

相談窓口

【1】地域包括支援センター

市の委託を受けて、65歳以上の高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として設置されています。

◇連絡先

担当地区	名称	所在地	連絡先
相模が丘	座間市相模が丘 地域包括支援センター	相模が丘 6-30-12 相模台商事第一ビル	電話 046-266-5222 FAX 046-256-0650
小松原 ひばりが丘、東原	座間市ひばりが丘 地域包括支援センター	ひばりが丘 5-21-29 牧山商事ビル1階	電話 046-255-2555 FAX 046-255-1666
さがみ野 栗原中央 南栗原、西栗原	座間市栗原 地域包括支援センター	栗原中央 6-1-18 (特別養護老人ホーム栗原ホーム内)	電話 046-251-1167 FAX 046-251-9300
相武台、広野台 栗原、緑ヶ丘 2 ～6丁目、明王	座間市相武台 地域包括支援センター	栗原 1261-1 (特別養護老人ホームベルホーム内)	電話 046-258-2030 FAX 046-257-1803
緑ヶ丘 1丁目 立野台、入谷東	座間市立野台 地域包括支援センター	立野台 1-1-4 (座間市立青少年センター内)	電話 046-266-2005 FAX 050-3094-8874
入谷西、四ツ谷 新田宿、座間	座間市新田宿 地域包括支援センター	新田宿 623 (特別養護老人ホーム第二座間苑内)	電話 046-256-9007 FAX 046-251-8383

◇主な役割

- ①高齢者について生活や介護上の相談・支援
- ②要支援1・要支援2と判定された方や介護が必要になるおそれのある方を対象にしたサービス計画作成と評価
- ③高齢者の権利擁護のための取組み（虐待防止ネットワーク等）

④ケアマネジャー（介護支援専門員）への助言や医療機関との調整等

⑤認知症初期集中支援チームによる支援

認知症専門の医師と実務経験のある医療・介護職が一体となり、認知症が疑われる方とその家族に対して、初期に必要な支援を6か月程度集中的に行います。

座間市は相模が丘包括支援センター内に設置し、市内全域を担当しています。

⑥認知症地域支援推進員の配置

地域の支援機関間の連携づくりや、地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

【2】座間市 24 時間健康電話相談

24 時間年中無休で、市民の健康や医療に関する悩みを電話で相談できるサービスです。ご相談には、保健師や看護師などの専門家が応じます。

Tel 0120-867-860（通話料・相談料無料）

聴覚障がい専用FAX番号 03-3562-8435（通信料発信者負担）

※座間市在住者であること、返信用FAX番号、氏名を記載しご相談ください。

【3】成年後見利用促進センター

成年後見制度に関する総合相談窓口です。

認知症や知的・精神障がいなどで、1人で判断することが不安な人が安心して生活できるよう相談を受け付けています。

専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士)による相談会も毎月開催。

※専門職相談は申し込みが必要です。

窓 口 座間市成年後見利用促進センター Tel 046-259-7451

長寿支援課・地域支援事業等

【4】介護予防のための運動教室等

主に椅子に座ってストレッチ・筋トレ等下肢の筋力向上プログラムを実施します。また、全身のストレッチやコグニサイズも積極的に実施し、心身の機能向上も図ります。詳細は広報等でお知らせします。

お問合せ先 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【5】認知症予防のための教室

認知症予防教室は、有酸素運動や脳トレーニングプログラムを実施し、認知機能の維持・向上を図るきっかけを学びます。また、自分の認知機能について客観的に知る機会となるよう、高齢者向けの集団認知検査を実施しています。詳細は広報等でお知らせします。

お問合せ先 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【6】ざまシニアサポーター等

仲間づくりを通しながら、「ざまシニアサポーター」が、住み慣れた地域において健康づくり活動を行う際に必要なものは何かを学び、皆さんの地域でできる健康づくりの方法として何ができるのかを一緒に考えます。

また、講座修了者は自動的に「ざまシニアサポーター」として市へ登録され、次年度以降も継続した学習講座等を案内しています。

お問合せ先 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【7】認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守るサポーターを養成しています。詳しくは、長寿支援課長寿支援係や、お住まいの地区の地域包括支援センター〈P9〉にご相談ください。

お問合せ先 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【8】おむつ等給付事業

介護者（家族）の経済的、身体的及び精神的な負担を少しでも軽減するために、常時おむつを必要としている市内在住の方に市指定の委託業者がご自宅におむつを配送します。詳しくはお問合せください。

お問合せ先 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【9】あんしん自分登録

65歳以上の方が、ご自身の氏名や住所、連絡先等の情報を地域包括支援センターに事前登録するものです。登録者に万が一のこと（急病、事故、認知症による生活困難等）が起き、このことを地域包括支援センターが把握したときは、登録者に代わって事前登録した連絡先にお知らせします。

対象者 市内に住所を有する65歳以上の方

お問合せ先 地域包括支援センター〈P9〉をご覧ください。

【10】座間市あんしんノート

病気や障がいがあっても可能な限り自宅で過ごすことができるよう、各専門職が協力して作成されたものです。

自宅で療養生活をされている方が医療や介護のサービスを受けた記録として、また、関係機関同士がよりよくケアするための情報共有ツールとして無料で配布できますので、ご活用ください。

対象者 市内在住者

お問合せ先 長寿支援課 長寿支援係 TEL046-252-7084

長寿支援課・在宅福祉サービス等
※利用を御希望の際は、まず窓口にお問い合わせください。

【11】ひとり暮らし高齢者訪問活動

ひとり暮らしの高齢者の見守り活動及び閉じこもり防止活動として、地区担当民生委員が定期的に家庭訪問します。

対 象 市内在住の65歳以上のひとり暮らしで、親族、ケアマネジャー、ヘルパー等による訪問や見守り、定期的な外出の機会がない方

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL046-252-7084

【12】緊急通報システム事業

ボタンを押すだけでセコム（株）へ緊急通報・健康相談することのできる専用の発信機などを貸与します。

対 象 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ① 心疾患又はぜんそくのため、日常生活上注意を要する方のうち、
 - ア 65歳以上の方で構成されている世帯に属する方
 - イ 65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯に属する方
- ② 75歳以上のひとり暮らし世帯に属する方
- ③ 85歳以上の方で構成されている世帯に属する方
- ④ その他市長が必要と認める者

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL046-252-7084

【13】認知症高齢者等見守りネットワーク事業

認知症高齢者の中には家族が知らないうちに家を出て行ってしまったり、外出先から自宅に戻れなくなったりすることがあります。

そのような方の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、関係機関の協力により少しでも早く発見することを目的とします。

搜索方法 ①最寄りの警察署へ搜索願の届け出および担当窓口への連絡をすると、防災行政無線などにより市内全域に通報が流れます。

②長寿支援課へ連絡すると、近隣の市町村や協力機関に情報提供されます。

窓 口 長寿支援課 長寿支援係 TEL046-252-7084

【14】認知症高齢者等位置確認事業

高齢者の行方が分からなくなった時に24時間対応でご家族に位置情報をお知らせする位置探索用機器を貸与します。※位置情報確認後の保護は、ご家族で対応していただきます。

対 象 認知症を原因とする行方不明行動のある在宅高齢者等で、前記「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」に登録している方のうち、次のいずれかに該当する

方

① 65 歳以上の方

②40 歳以上 65 歳未満の方で介護保険法に規定する要介護又は、要支援の認定を受けている方

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【15】寝具乾燥・丸洗いサービス事業

寝具（掛布団・敷布団・毛布）の「丸洗い乾燥」と「乾燥」を実施しています。

対 象 寝具類の衛生管理を必要とする 65 歳以上の在宅高齢者のうち、

- ・寝たきり又は認知症の診断を受けた方
- ・介護保険法による要介護認定を受けた方
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを有する方

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【16】救急医療情報キット配布事業

救急時における高齢者の安全、安心を確保することを目的に「かかりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」などの医療情報を、自宅で保管するためのキットを配布します。

対 象 65 歳以上の方

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【17】移送サービス事業

在宅で身体障がいのために歩行が困難な方、または寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院のときなどに福祉車両により送迎をするサービスです。

※事前予約が必要となります。

※市役所を中心とした半径 1.5km 圏内のみご利用いただけます。

窓 □ 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけっと

Tel046-254-1236

担 当 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【18】生活支援型短期入所事業

虚弱な高齢者で以下の理由に該当する場合、市と契約済みの養護老人ホーム（市外）に短期間入所することができます。

① 介護者の病気、事故、出産その他の社会的理由により介護が受けられない状態

② 基本的な生活習慣の欠如、対人関係が成立しない等、社会適応が困難な状態

対 象 市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の虚弱な高齢者で、市民税が非課税世帯に属する者

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【19】緊急短期入所事業

寝たきり等の高齢者について、介護者が病気になる等、緊急の理由により介護を受けられない状態になった場合に、市が契約している介護老人福祉施設に介護保険と併せて短期入所が長めにご利用できます。

対 象 市民税が非課税世帯で、他に介護する者がなく介護を受けられない状態の方
利用期間 30日以内

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

【20】養護老人ホーム措置入所事業

原則として65歳以上で、心身の機能が減退して日常生活に支障があり、住宅に困窮している等、在宅の生活が困難な方が利用することができます。

対 象 原則として65歳以上で、低所得世帯(生活保護世帯・市町村民税の所得割が非課税世帯)において、前記の状態にある方

窓 □ 長寿支援課 長寿支援係 Tel046-252-7084

社会福祉協議会が主となって行う事業

【21】 座間あんしんセンター（日常生活自立支援事業）

高齢者や障がい者の方の在宅生活を支援するため、福祉のサービス情報提供・助言・利用手続の援助等の「福祉サービス利用援助」や金銭の支払いを代行する「日常的金銭管理サービス」、大切な財産等を金融機関の貸金庫に保管する「書類等預かりサービス」を提供します。

窓 〇 座間あんしんセンター Tel046-266-2025

【22】 友愛チーム活動

高齢者の社会参加の促進を目的に、生きがいや仲間づくりの輪を広げるとともに、寝たきりの方やひとり暮らしの方への激励・慰問活動を行うため、チーム活動の指導や育成をしています。

（構成員：老人クラブ会員・民生委員・自治会・地区社協等）

窓 〇 市社会福祉協議会 Tel046-266-2001

【23】 老人クラブ

高齢者の方々の社会参加への促進を目的に、生きがいや仲間づくりの輪を広げています。市老人クラブ連合会（ソレイユざま）では次のような事業を行っています。

◇老人クラブ体育祭・ゲートボール大会・寿大学・趣味の作品展・演芸大会等。

窓 〇 市社会福祉協議会 Tel046-266-2001

介護保険サービス

介護保険サービスの利用には要介護認定を受ける必要があります。詳しくは市の窓口または地域包括支援センター<P 9>にお問合せください。すでに要介護認定をお持ちの方は担当のケアマネジャーにご相談ください。

【24】福祉用具貸与・購入

13種類の用具の貸し出しと6種類の用具の購入ができます。

【25】居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。

【26】通所介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

【27】認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

【28】通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います

【29】小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問サービスや泊まりのサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを受けられます。

【30】訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

【31】訪問看護

病気等を抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。一部の訪問看護ステーションでは、24時間対応しているステーションもあります。

【32】 訪問入浴介護

介護職員と看護職員が家庭を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

【33】 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

【34】 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

【35】 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

【36】 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練などが受けられます。

【37】 介護老人福祉施設

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

【38】 介護老人保健施設

病状が安定してきた方が入居して、リハビリに重点をおいた介護を受けられます。

【39】 介護医療院

主に、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護が一体的に受けられます。

【40】 サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、原則25㎡以上の床面積を持つバリアフリー住宅で、安否確認や生活相談サービスを提供することが必要とされています。また、前払い金について初期償却が制限されることや、長期入院を理由に退去を求められないなど入居者保護が図られています。

【41】 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービス内容や入居に際しての条件等は有料老人ホームによって異なりますので直接お問合せください。

その他

【42】 市内のサロン、地域の運動サークル、WE LOVE座間体操、趣味の活動 等
 地域や身近な場所でいきいきと活動されているサロン、サークルや体操教室、趣味活動の団体をお探しなら、お住まいの地域を担当している〈P 9〉地域包括支援センターにお問合せください。

【43】 自治会活動

自治会は市民の安心・安全と地域の発展のため日頃からさまざまな活動に取り組む、地域の皆さんによって自主的に組織された団体です。自治会への加入は各地域の自治会長にお申し出ください。

お問合せ先 座間市自治会総連合会事務局 TEL046-252-8751

【44】 シルバー人材センター生きがい事業

働くことに生きがいを求め、技術や経験を生かして社会参加を望まれる方々が会員となり、会員相互の自主的な運営によって仕事を請け負い、それぞれが希望する仕事に従事しています。

対 象 おおむね60歳以上

窓 口 (公益社団法人) 座間市シルバー人材センター TEL046-254-5361
 座間市東原2-16-10

【45】 認知症カフェ

認知症の方ご本人とその家族のためのカフェです。いろいろな悩みを気軽にお話ください。

	開催日時	開催場所	連絡先
おしゃべり美豚	毎週木曜日 13:00~16:00	相模が丘4-38-5	046-240-0161
ざまりんカフェ	毎月第2火曜日 10:30~12:30	スターバックスコーヒー イオンモール座間店	相模が丘包括：046-266-5222 ひばりが丘包括：046-255-2555 相武台包括：046-258-2030
マリーカフェ	毎月第3木曜日 14:00~15:00	東原共同住宅集会所 ひばりが丘5-58-17	ひばりが丘包括：046-255-2555
きよさと	水曜~金曜日 12:00~16:00	介護事業所ふれんどりい 栗原中央4-23-21	046-210-3811
ほっとカフェ	不定期開催	地域を巡回し開催	立野台包括：046-266-2005
いきいきカフェ	毎月第4木曜日 13:30~15:30	さくらカフェ 入谷西3-23-6	080-3608-8426

【46】 認知症の人と家族の会 神奈川支部

認知症の方ご本人とその家族（介護者）の会です。本人および介護者同士のつながりや介護経験者、専門職への相談の機会としてご参加いただけます。入会には費用がかかりますので、直接お問合せください。

お問い合わせ先 認知症の人と家族の会 神奈川支部

TEL 045-548-8061 月・水・金 10時～16時

【47】 警察への通報（110）、救急・消防要請（119）

認知症状が悪化し、自傷他害（自分を傷つけたり、他人に危害を与えること）があったり、火の不始末等があった場合は通報することも必要です。

5 編集者・事務局

座間市福祉部 長寿支援課 長寿支援係

〒252-8566 座間市緑ヶ丘 1-1-1 座間市役所 1階

電話 046-252-7084

FAX 046-252-8238



令和6年9月改訂